

菊川市保育認定使用料(保育料)について

菊川市から保育認定を受けて保育園、認定こども園(保育園部分)に通う場合、児童の年齢と父母の市民税課税状況等で保育認定使用料が決まります。

○保育認定子どもに係る利用者負担額

世帯の階層区分		徴収基準額 (月額)		
階層区分	定義	0歳から2歳 (4月1日現在の年齢)		3歳以上 (4月1日現在の年齢)
		保育標準時間 (1日11時間の利用が可能)	保育短時間 (1日8時間の利用が可能)	0円
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円
第2	市民税非課税世帯	0円	0円	
第3	市民税所得割課税額	24,300円未満	10,600円	
第4		48,600円未満	11,000円	
第5		72,800円未満	21,900円	
第6		97,000円未満	22,700円	
第7		133,000円未満	35,000円	
第8		169,000円未満	36,400円	
第9		235,000円未満	44,400円	
第10		301,000円未満	46,100円	
第11		397,000円未満	50,000円	
第12		397,000円以上	55,000円	

※小学校入学前までの間で保育園等に通園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額となります。

※第1子、第2子の年齢や保護者の所得に関わらず第3子以降の保育認定使用料は無料となります。

<お問い合わせ先>

こども政策課 幼保こども園係 電話番号0537-37-1131

所在地：菊川市半済1865番地 プラザけやき1階

【保育認定使用料算定方法について】

○原則○

児童の父母が支払っている市民税所得割課税額の合算により決定します。

父母のいずれかに市民税所得割課税額がある場合は、同住所の親族(児童の祖父母など)がいても算入しません。

●例外●

児童の父母に所得がなく、かつ同住所の親族がいる場合は、最も収入がある方の市民税課税状況等により算出します。

また、父母の税額が不明な未申告世帯の場合、算出根拠となる課税資料がないため正確な算定が出来ません。未申告の状態が続く場合には児童の年齢の最高額の保育認定使用料を納めていただきます。

○保育認定使用料の負担軽減について(0歳児～2歳児)

- ①「ひとり親家庭世帯」または「在宅の障がい児がいる世帯」で、かつ第2階層（市民税非課税世帯）に該当する場合
⇒保育認定使用料は0円となります。
- ②「ひとり親家庭世帯」または「在宅の障がい児がいる世帯」で、市民税所得割課税額が48,600円～77,100円の場合
⇒保育認定使用料は9,000円となります。
- ③兄弟等がいる世帯の場合（多子軽減）

【原則】

小学校入学前までの間で保育園等に通園している兄弟姉妹がいる場合、保育認定使用料は最年長の児童から順に2人目は半額となります。



★世帯年収が約360万円未満の場合★

市民税所得割課税額が57,700円未満（ひとり親家庭世帯の場合は77,101円）の場合は小学生以上の兄弟等もカウント対象となります。

また、市民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親家庭世帯の場合は、年齢に関わらず第1子の保育認定使用料が半額となり、第2子以降の保育認定使用料が無料となります。

※大学進学等で別居中の在園児童の兄姉がいる場合は、こども政策課へお知らせください。

【菊川市独自の保育認定使用料軽減について】

- ・第1子、第2子の年齢や保護者の所得に関わらず第3子以降の保育認定使用料が無料となります。

○保育料の切り替え時期について

4月から8月までの保育認定使用料は、前年度（前々年分収入）市民税課税状況等を基に算出します。9月から3月までの保育料は、当年度（前年分収入）市民税課税状況等を基に算出します。

そのため、年度途中でも保育認定使用料が変更になる可能性があり、世帯年収に変動があった場合はそれに合わせて上記の多子軽減の範囲も変わりますので、あらかじめご了承ください。